

「災害復興住宅の確認検査手数料等の減免」の継続について

当センターは、平成 23 年 4 月 15 日から、「東日本大震災」により滅失、破損した住宅に代わるものとして「新築・増改築・移転又は大規模の修繕」を行うための確認申請手数料の免除を実施してまいりました。そして、平成 24 年 1 月 16 日からは中間検査及び完了検査等の減額をも実施しています。

平成 30 年度につきましても、下記のとおりこれまでと同様の内容で減免を継続いたします。

記

1 対象建築物

床面積が 500 m²以下の住宅で、市町村が発行する「り災証明書」の被害（り災）の程度が半壊以上（石巻市内については全壊と大規模半壊）のもの。

ただし、次のものは除く。

- ①主要用途が住宅であっても申請に係わる部分に住宅が含まれないもの
- ②工作物、建築設備及び構造計算適合性判定該当建築物

2 実施期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

3 「り災証明書」

- (1) り災原因が平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災（平成 23 年東北地方太平洋沖地震）であること
- (2) り災者（世帯主氏名）が確認申請書の申請者と同一人であること（融資等の関係で異なる場合は、連名とすること）

4 減免内容等

- (1) 確認申請手数料は全額免除
- (2) 計画変更、中間検査及び完了検査は手数料の 1/2 の額を減額
- (3) 申請ごとに「り災証明書」と「減免申込書」の提出が必要（り災証明書は、原本提示）

5 減免適用となる住宅の手数料について（参考）

一戸建ての住宅（床面積が 100 m²を超え 200 m²以下で中間検査該当）の場合

	手数料	減免額	減免後の手数料
確認申請	24,000 円	24,000 円	0 円
中間検査	22,000 円	11,000 円	11,000 円
完了検査	22,000 円	11,000 円	11,000 円
計	68,000 円	46,000 円	22,000 円

注) 計画変更については、1/2 の額が減額となります。

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目 1-20
一般財団法人宮城県建築住宅センター
担当課 建築確認部 事業管理課
tel022-262-1541 fax022-213-2789